

答申第 95 号

答 申

1 審査会の結論

令和 6 年 10 月 15 日付けで審査請求人が津市長（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関の不作为に係る審査請求は、却下することが妥当である。

2 審査請求に至る経緯及び趣旨

- (1) 審査請求人は、津市情報公開条例（平成 18 年津市条例第 22 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、令和 6 年 10 月 15 日付けで本件開示請求を行った。本件開示請求の内容を要約すると、以下のとおりとなる。

①家庭用暖房器具の燃料である灯油の販売所とガソリンスタンドは許可要件が異なるにもかかわらず一体の施設として許可される根拠となる公文書、②ガソリンスタンドと灯油販売所が同一敷地内で設置される場合、許可要件が違うにもかかわらず 1 件の許認可で許可するという法令違反を認める根拠を示した公文書、③家庭用暖房器具の燃料補給のための不特定多数の来店客ではないと断定できる根拠を示した公文書、④同年 6 月 20 日に行った給油所の監視棟にランドリー施設を付帯施設として設けることは可能であるかという相談に対し許可できないとする回答について ㉞ガソリンスタンド施設とランドリーが一体不可分の施設と判断できない理由がわかる文書及び ㉟ガソリンスタンドと灯油販売所の許可要件が違うことを知らずに今まで許可してしまっているという津市の負い目があったためこれまで一体不可分の施設として認めていたにもかかわらず、当該相談では実施機関が負い目を考慮せず許可できないとした差別をしていない根拠となる公文書の開示。

- (2) 実施機関は、本件開示請求について、次のとおり公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

特定した公文書 令和 6 年度開発許可ハンドブックのうち都市計画法第 34 条第 1 号及び同条第 9 号の解説部分（上記①に該当する文書）

開示しない部分 上記②、③及び④に該当する文書

開示しない理由 公文書として作成及び取得していないため不存在。

- (3) 審査請求人は、令和 7 年 1 月 21 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、本件開示請求に対し、本件処分に基づく公文書の開示を直ちに行うことを求めて審査請求を行った。

3 審査請求の理由

審査請求書には多岐にわたる事項が記載されているが、要約すると以下の 3 点になる。

(1) 審査請求人がこれまでに行った相談に対する実施機関の回答が論理的に崩壊しており、今回の開示請求に係る回答も論理的な崩壊があるため、開示がなされていないこと、(2) 請求に係る公文書は必ずあるはずなので、請求した公文書を開示すべきこと及び(3) 間違った公務を行ったことに対する説明を行うこと。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明によると、本件処分及び本件処分後の経緯は以下のとおりである。

本件開示請求に対しては、①令和 6 年 10 月 29 日付けで本件処分を行い、公文書部分開示決定通知書（以下「本件通知書」という。）及び開示対象の公文書を交付する日時の調整を行っていたにもかかわらず、交付する日時を調整できなかった、②実施機関は本件通知書を郵送し、審査請求人が令和 7 年 3 月 21 日に受領していることが確認されている及び③②で審査請求人が受領した本件通知書において開示の日時を指定したにもかかわらず、指定日時に来庁がなく、日程変更の連絡もなかった。

5 審査会の判断

当審査会は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 18 年津市条例第 23 号）第 8 条第 1 項の規定により、審査請求人から提出された反論書を見分するとともに、同条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、審査請求人及び実施機関から口頭による意見陳述を聴取した上で、実施機関による不作為の有無について検討した。

(1) 審査請求人の意見要旨

本件開示請求に対し、実施機関は、条例で規定されている期間である開

示請求のあった日の翌日から起算して14日以内に開示決定を行わず、かつ、開示期間の延長の通知もないままである。その後、令和7年3月18日付けの本件通知書に係る説明文書とともに、一方的に開示する日時を指定した本件通知書を送付してきたものである。その間、複数回にわたって実施機関を訪れているにもかかわらず、本件処分に係る連絡はおろか、公文書を特定するための面談すら行われなかった。

(2) 実施機関の意見要旨

実施機関の説明によると、本件通知書に開示を実施する日時を記載して送付し、審査請求人が受領したことが確認されている。それでもその後、開示する日時になっても審査請求人は来庁せず、日程変更の連絡もない。

このことから、本件開示請求に係る公文書部分開示決定はなされており、不作為は解消されていることから本件審査請求には理由がない。

(3) 当審査会の判断

本件開示請求に対し、実施機関は、丁寧な対応を徹底すべく、本件処分に係る開示手続を対面して行うため、本件処分後にも審査請求人に対し接触することを企図している。それでも、審査請求人との調整がつかず、本件通知書を直接交付する機会を得られなかったものである。

そこで、実施機関は、開示を実施する日時を指定したうえで審査請求人に対して本件通知書を令和7年3月19日に郵送し、審査請求人は同月21日に受領したものである。本件の経緯からすると、当審査会への諮問の時点においては、審査請求人は本件通知書を受け取っており、実施機関の不作為は解消していると認められる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

(4) 実施機関に対する審査会からの付言

本件においては、令和6年10月29日に本件処分が行われていながら、本件通知書の発送が令和7年3月であったのは遅きに失したと言わざるを得ない。

また、実施機関は審査請求人に連絡を取った旨主張するが、その対応履歴はメモ程度のものでなく、組織共用文書として残しておくべきであった。更に、その対応履歴上、令和6年11月から令和7年1月までの間、実施機関の具体的な動向が判然としない。実施機関の丁寧な対応として本件通知を直接渡したいという意図は理解できる。それでも、事務取扱上は実施機関が開示の日時を指定して、早期に郵送により審査請求人に通知す

ることは可能であったといえる。

今後公文書の開示に当たって、実施機関は、開示等の決定後速やかに開示請求者に対し、決定に係る通知を行うように努められたい。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和7年9月17日	諮問書の受付
令和8年3月25日	諮問案件の審議、審査請求人及び実施機関からの口頭意見陳述
令和8年5月29日	諮問案件の審議
令和8年7月17日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	伊 藤 仁
副会長	松 田 典 子
委 員	岩 崎 恭 彦
委 員	千 田 良 仁
委 員	山 本 敦 子